

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行のELECTRONIC BANKING SERVICES 利用規定 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation Electronic Banking Services Terms and Conditions) (2020年3月改定)	三井住友銀行のELECTRONIC BANKING SERVICES 利用規定 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation Electronic Banking Services Terms and Conditions) (2021年10月改定)
2	第4条 提供サービス	記載なし	<p>(6)メール通知サービス</p> <p>①メール通知サービスの内容 メール通知サービスは、当行所定の申込書、または契約者が操作する端末による依頼にもとづき、当行より、契約者および契約者の関連会社等のメールアドレス宛てに各種情報をお知らせする電子メール、および契約者の指定したメールアドレス(契約者と無関係な第三者のメールアドレスを含む)宛てに送金が行われた旨を通知する電子メールを発信するサービスをいうものとします。</p> <p>②利用方法 ア. 契約者および契約者の関連会社等のメールアドレス宛てに各種情報をお知らせする電子メールの場合 イ. 電子メールアドレスの指定 契約者は、当行所定の申込書、または前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、当行所定の方法によりメール通知サービスの対象となる電子メールアドレスを指定するものとします。 ウ. 通知条件・通知内容等の設定 契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて、当行所定の方法によりメール通知サービスの通知条件・通知内容等を設定するものとします。 エ. 契約者の指定したメールアドレス宛てに送金が行われた旨を通知する電子メールの場合 イ. 契約者は、前記第3条(2)に定める当行所定の本人確認手続き終了後に、契約者の占有・管理する端末にて取引の依頼を行う際、当行所定の方法によりメール通知サービスの対象となる電子メールアドレスを指定するものとします。 ③電子メールアドレスの管理、セキュリティ等 ア. 電子メールアドレスの指定に関し、契約者は、正当なメール受取人の電子メールアドレスのみを指定するものとします。 イ. 契約者は、本条(6)②アにもとづいて契約者が指定した電子メールアドレスが利用できなくなった場合には、速やかにかかる電子メールアドレスの指定または利用サービスの設定を、当行所定の手続きにより抹消するものとします。この場合新たに電子メールアドレスを指定するときは、本条(6)②アに従って手続するものとします。 ウ. 契約者が本条(6)③アおよび本条(6)③イに違反した場合および電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 エ. 当行は、当行が必要と認める場合、電子メールアドレスの登録の抹消または利用サービスの設定を変更することができるものとします。 ④電子メールの不着・遅延等 当行が本条(6)②にもとづいて指定された電子メールアドレスにあって電子メールを発信した場合、以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当該電子メールが延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、当行は、メールの到着を確認する義務を負いません。電子メールの不着・遅延等が発生した場合でも、当行は、原因を調査する義務、および電話等その他の手段で契約者および契約者が指定したメール受取人にメール通知サービスで提供する各種情報を通知する義務、電子メールを再発信する義務を負いません。また、電子メールの延着、不着のために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。 ア. 第7条(2)項または本条(6)③に定める届出の変更や電子メールアドレスの管理等を怠る等、契約者の責めに帰すべき事由があったとき。 イ. 当行の責めにやらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等があったとき。 ウ. 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が発信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。 ⑤メール受取人の承諾、照会への対応 ア. 契約者は、メール受取人に対して当行からメールが発信される旨を事前に説明し、承諾を得るものとします。契約者が説明を怠ったことまたは承諾を得なかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。 イ. 契約者は、メール受取人からの照会があった場合、自己の責任において照会に対応するものとします。また当行は、メール受取人からの照会に対応する義務を負いません。 ウ. メール受取人その他の第三者より、電子メール発信停止の要請を受領した場合、当行は自らの判断で当該電子メールアドレスへの発信を停止することができるものとします。そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 ⑥利用上の制限等 ア. 当行は、メール通知サービスの電子メールのお知らせ回数等その他当行が必要と認める事項について、利用上の制限を設けることができるものとします。そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 イ. メール発信後に残高情報の変動や資金移動情報の変更があった場合等、電子メールでお知らせした内容と実際の取引内容が一致しない場合があります。そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 ウ. 契約者は、照会系サービス、当該預金通帳への記入、別途送付する当座勘定ご利用明細または取引明細書等により正しい取引内容を確認するものとします。</p>